

マージン料率の情報提供

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、弊社の労働者派遣の実勢、派遣労働者数、派遣先数、派遣料金などの労働者派遣事業の状況に関する情報を提供いたします。

1. 労働者派遣の実績およびマージン率など

対象期間：2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日

派遣労働者の数（対象期間の 1 日平均）	45 人
派遣先事業所の数	5 件
労働者派遣の料金（1 日 8 時間あたり）	18,290 円
派遣労働者の賃金（1 日 8 時間あたり）	11,118 円
マージン率	39.21%
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別	労使協定締結済
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先で業務に従事する従業員
労使協定の有効期間の終期	2026 年 3 月 31 日

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要となる経費には、主に以下のようなものがあります。

- ① 労働者の社会保険料（労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険料）
- ② 労働者の交通費、健康診断に充当した費用
- ③ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
- ④ 派遣労働者の資格取得や技術研修、社外研修参加補助に充当した費用
- ⑤ 営業・管理・採用活動など、事業運営にあたる労働者の人件費
- ⑥ オフィス維持費、宣伝広告費、教育費をはじめとするその他諸費用

2. 教育訓練に関する事項

入社時、安全衛生教育、ビジネスマナー教育、職種別、資格取得講習などを実施しています。

以上